

(消費者問題に関する特別委員会)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第一百七十回国会閣法第二号)

衆議院送付)要旨

本法律案は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣府設置法に定める、行政各部の施策の統一を図るために必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(以下「内閣補助事務」という。)に、「消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項」を追加するとともに、その他の行政組織に関する法律について任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行う。

二、食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行う。

三、この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、法律の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に改めること、消費者政策を掌理する内閣府特命担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、内閣府設置法における消費者問題に関する内閣補助事務に係る規定を改めること、消費者庁設置法の題名変更及び消費者政策委員会の名称変更等に伴う関係各法律の規定整備を行うことを主な内容とする修正が行われた。